TOPICS トピックス

TOPICS I
新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

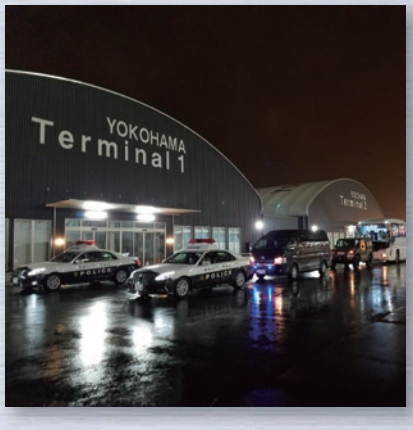

TOPICS II
科学捜査を支える取組

TOPICS III
準暴力団の動向と警察の取組

TOPICS IV
いわゆる「あおり運転」（妨害運転）に対する警察の取組

TOPICS V
皇宮警察本部の活動

TOPICS

新型コロナウイルス感染症に対する警察の取組

（１）新型コロナウイルス感染症への対処体制

❶ 政府の対処体制

令和元年（2019年）12月31日、世界保健機関（以下この項において「WHO」という。）から、中国湖北省武漢市において原因不明の肺炎が発生している旨の発表がなされ、その後、当該肺炎が新型コロナウイルス感染症によるものである旨の発表がなされた。令和２年（2020年）１月31日（日本時間）には、感染拡大を受け、WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC(注１)）」を宣言した。

我が国においては、同月15日に初の感染者が確認され、同月29日からは、政府が派遣したチャーター機により中国湖北省に在留する邦人等が帰国した。また、感染が拡大している状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、同月30日に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置された。

同年２月１日には、政府において、入国拒否対象地域の指定等の水際対策が実施されたほか、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第８項の指定感染症として定められた。同月25日には、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定され、また、同年３月13日には、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この項において「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等とみなすことなどを内容とする新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が成立・公布された（同月14日施行）。

さらに、同年４月19日に予定されていた立皇嗣の礼や、同年７月24日から開催が予定されていた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(注２)については、それぞれ延期されることが発表された。

図表Ⅰ－１　特措法に基づく措置の状況

日　付	事　項
令和２年	
３月26日	爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあるなどとして、政府に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
３月28日	同本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定
４月　７日	７都府県(注３)を対象区域として緊急事態宣言を発出
４月16日	緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大
５月14日	８都道府県(注４)を除く39県で緊急事態宣言を解除
５月21日	京都、大阪及び兵庫で緊急事態宣言を解除
５月25日	全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、緊急事態解除宣言を発出

新型コロナウイルス感染症対策本部
（首相官邸ホームページより抜粋）

注１：Public Health Emergency of International Concernの略
２：令和２年（2020年）３月30日、国際オリンピック委員会において、東京オリンピック競技大会は令和３年７月23日から同年８月８日にかけて、東京パラリンピック競技大会は同年８月24日から同年９月５日にかけて開催されることが決定された。
３：埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡
４：北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪及び兵庫

❷ 警察庁の対処体制

警察庁では、令和２年１月26日、警備局長を長とする「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対策本部」を設置し、同月30日、次長を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組した。同年３月26日には、政府に特措法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されたことを受け、警察庁長官を長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。警察では、「国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年（2013年）10月作成、平成31年４月改正）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すこととしている。

（２）新型コロナウイルス感染症をめぐる警察の取組

❶ 空港、医療機関等における警戒警備

警察では、令和２年１月29日以降、政府チャーター機により中国から帰国した在外邦人等の入国に伴う混乱の防止を図るため、空港、医療機関等における警戒警備を実施したほか、同年２月３日以降、神奈川県横浜市の横浜港に到着したクルーズ船における大規模な検疫の実施に伴い、同港周辺等における警戒活動や患者等の搬送支援を実施した。

空港における警戒状況

また、新型コロナウイルス感染症に係る検疫の強化により、空港において検疫法に基づく検査の対象となる帰国者等が増加することとなったことから、警察庁では、厚生労働省をはじめとする関係機関との情報共有や協力を緊密に行うとともに、関係都府県警察では、検疫所長や空港管理者との連携を強化し、円滑な検疫の実施に協力しつつ、トラブルや不測の事態の防止を図るため、空港その他の検疫所長が指定した施設等（検査を受けた者が結果が判明するまで待機する場所）における警戒警備等を実施した。

MEMO

横浜港に到着したクルーズ船における検疫の実施に伴う警戒警備等

令和2年2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」では、延べ4,000人を超える乗員・乗客に対して新型コロナウイルスに関する検査が実施され、このうち約700人について陽性が確認された。警察では、これら感染者の医療機関への搬送等に際し、警察車両による先導等の警戒を実施するなど、混乱の防止を図るための警戒警備等を実施した。

警察車両による警戒状況

❷ 関連する犯罪の取締り・防犯情報の提供

警察では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づき、関係機関との連携を図るなどして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う混乱等に乗じた犯罪に関する情報の入手に努めるとともに、取締りを徹底している。

また、こうした犯罪を防止するため、地域の犯罪の発生状況等に応じてウェブサイト、電子メール、SNS、チラシ等の各種広報媒体や巡回車両によるスピーカー広報等を通じて防犯情報の提供や注意喚起に努めるとともに、各種犯罪の発生状況を踏まえたパトロール等の警戒活動を強化している。

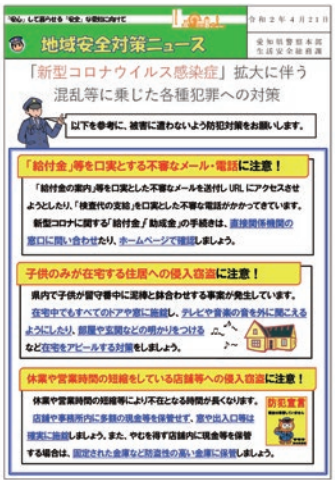
地域安全対策ニュース

「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴う混乱等に乗じた各種犯罪への対策

以下を参考に、被害に遭わないよう防犯対策をお願いします。

「給付金」等を口実とする不審なメール・電話に注意！

子供のみが在宅する住居への侵入窃盗に注意！

休業や営業時間の短縮をしている店舗等への侵入窃盗に注意！

防犯宣言

愛知県警察による注意喚起

CASE

アルバイトの男（49）は、ドラッグストアにおいて、従業員に対し、「俺コロナなんだけど」、「俺陽性」などと言って咳をするなどし、店内の消毒作業を余儀なくさせ、正常な業務の遂行を妨げた。令和２年３月、同男を威力業務妨害罪で逮捕した（愛知）。

CASE

職業不詳の男（25）らは、令和２年４月、県庁職員等を名のり、70歳代男性に対し、電話で、「コロナ対策の給付金として10万円が支給される。給付金については、口座に振り込む。通帳等を準備して封筒に入れておいてほしい」などと告げた。その後、同男が同男性の自宅を訪問し、通帳等の交付を受けようとしたことから、同男性の通報により同男性の自宅付近を警戒していた警察署員が、同男を詐欺未遂罪で逮捕した（栃木）。

❸ 都道府県知事による住民に対する外出・移動の自粛要請に伴う警察の対応

警察では、都道府県知事による住民に対する外出の自粛要請に伴い、繁華街でのトラブル等の発生を防止するため、地域警察官によるパトロールを強化するなどの所要の措置を講じている。

また、都道府県知事からの要請等を踏まえ、こうした活動を通じて、状況に応じ、国民に対し、外出の自粛要請が行われている旨の一般的な声掛けを行うなどの協力を行っているほか、道路管理者等と連携し、交通情報板等を活用して移動の自粛要請が行われている旨を周知するなどの協力を行っている。

繁華街における警戒活動

❹ 警察関係行政手続の臨時措置等

警察では、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、運転免許証の有効期間の末日までに更新できない可能性がある者について、運転免許センター及び警察署等に対する事前の申出があれば、運転免許証の裏面備考欄への記載により運転及び更新可能期間を延長する措置を講じた。当該申出については、全ての都道府県警察において、代理人や郵送によるものも可能とした。

また、特措法に基づく緊急事態宣言が発出される中、自動車教習所や運転免許センター等の業務が休止されたことを受け、事前に定められた教習期間を弾力的に運用することを可能にするとともに、事前の申出があれば、卒業証明書等により運転免許試験の技能試験が免除される期間を延長することなどにより、運転免許保有者等が被る不利益を可能な限り減らす措置を講じた。

図表Ⅰ－２　運転免許証裏面にシールを貼付した場合の例

このほか、警察では、新型コロナウイルス感染症への感染やそのおそれを理由に、警察関係法令に基づく許可手続等ができない方について、とり得る措置を教示するなどして、国民の権利利益の保全を図っており、都道府県警察本部(注)及び警察署において、許可手続等に係る相談に対応している。

❺ 感染拡大防止のための取組

警察では、警察職員の新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、全職員に対し、手洗い、アルコール消毒液による手指消毒のほか、「咳エチケット」の励行を徹底させるとともに、職員間の感染拡大により警察業務の継続に支障が生じないよう、集団感染のリスクを高めるとされる３つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を可能な限り避けるための勤務環境の改善にも取り組んでいる。

また、警察職員と接する一般の方等にも感染を拡大させないという観点から、例えば、窓口業務等において対面でのやり取りが必要な場面では、透明ビニールカーテン等の遮蔽物を設置するなどの取組を行っている。

職員同士の密集・密接を避けるため大会議室に設置した執務室

CASE

埼玉県警察は、来庁者の飛沫感染防止のため、警察署や交番の窓口に透明ビニールカーテンを設置するなどの取組を行っている。

警察署交通課窓口

交番のカウンター

注：東京都においては警視庁

TOPICS

科学捜査を支える取組
～科学警察研究所における取組

（1）科学警察研究所における取組

科学警察研究所では、警察活動を最新の科学技術に基づいて支えるため、科学技術を犯罪捜査や犯罪予防に役立てるための研究、その研究成果を活用した鑑定・検査及び都道府県警察の鑑定技術職員に対する技術指導を行うための研修等を行っている。

❶ 犯罪捜査のための最新の研究等

ア　mRNA(注1)を指標とした体液の識別検査

犯罪現場には、その事案に応じて、様々な種類の体液資料が遺留され、その種類の識別は、犯人性や犯罪事実を立証する上で重要である。そこで、各種体液に特徴的に発現するmRNAに着目し、それらを指標としたより精緻な識別検査法の開発・検証を行っている。

mRNAの検出に利用するリアルタイムPCR装置(注2)

イ　散布ガソリンに対して有効な燃焼抑制剤の開発に関する研究

ガソリンは、引火性や燃焼性に加え、揮発性が非常に高く、散布されたガソリン液面からは、大量の可燃性ガソリン蒸気が発生することから、着火時に爆発的な火災を引き起こすリスクが極めて高い。ガソリンを使用した事件等の発生時における安全確保のため、従来の泡消火剤にガソリン蒸気の吸収能力を付加した新規の燃焼抑制剤の研究開発に取り組んでいる。

図表Ⅱ－1　散布ガソリンの燃焼抑制実験

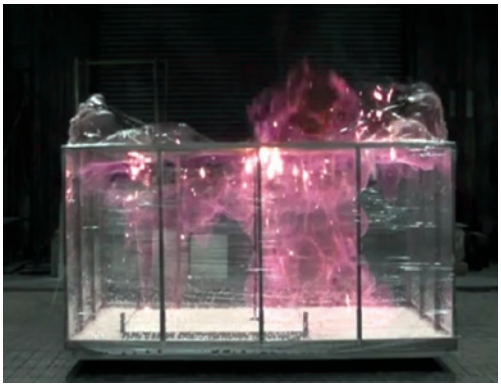
ガソリンが爆発的に燃焼する状況（散布ガソリンに市販の泡消火剤を散布した後に着火したもの）

散布ガソリンに開発中の燃焼抑制剤を散布する状況（散布後に着火したが発火せず、燃焼抑制に成功）

ウ　化学兵器用剤の分析

化学物質を使用したテロに対処するため、各種現場検知資機材の新規開発や性能評価のほか、化学兵器用剤が使用されたことを証明するための分析を行っている。最近では、尿に排泄されるサリン等の神経剤の加水分解物について、最新の分析技術を用いた高感度分析法を開発した。これらの分析技能により、令和元年（2019年）、化学兵器禁止機関（OPCW）(注3)が実施した技能試験において最高位の評価を得た。

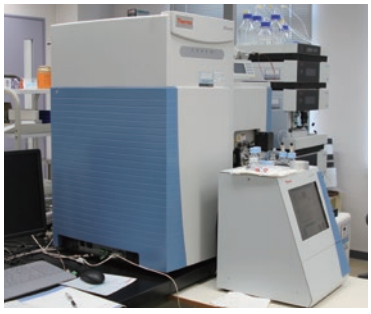
尿中の神経剤分解物の分析に用いる装置（液体クロマトグラフー質量分析計）

注1：messenger ribonucleic acidの略。体内の臓器や組織を構成するタンパク質の合成に必要な遺伝情報をDNAから写し取って合成される分子
2：PCR（Polymerase Chain Reaction（ポリメラーゼ連鎖反応（遺伝子の特定の配列を増幅する技術））の略）による遺伝子の増幅をリアルタイムでモニターし、解析・定量する装置
3：Organization for the Prohibition of Chemical Weaponsの略

エ　ポリグラフ検査に関わる心理学的メカニズムの解明

ポリグラフ検査では、被検査者に対し、犯行手段・方法等の事件に関する特定の質問を行い、そのときに生じる生理反応に着目することで、事件に関する事実についての被検査者の認識の有無を調べることができる。これまでは、主に個々の質問ごとに生じる生理反応に着目してきたが、ポリグラフ検査の更なる信頼性の向上を図るため、複数の質問にわたる、より長い間隔の生理反応にも注目し、新たなデータ解析法の開発や、ポリグラフ検査に関わる心理学的メカニズムの解明に向けた研究開発に取り組んでいる。

オ　被害児童の特性に配意した聴取技法に関する研究

犯罪等により被害を受けた児童に対する聴取では、児童の特性に配意しつつ、事件等に関する正確な記憶をより多く引き出すことが求められる。幼稚園の年長相当及び小学２年生の児童を対象とした調査では、面接の初めに児童の自発的な語りを求める質問（誘いかけ質問）を行うことにより、当該面接において児童から得られる正確な情報量が増大することが明らかになった。

児童に対する調査状況

また、初対面で緊張しやすいといった児童の特性と児童の誘導されやすさ（被誘導性）との関係を検討し、児童の特性に応じた聴取の在り方についても研究を行っている。

カ　EDR(注1)等の記録情報を活用した鑑定

EDRの記録情報を活用した交通事故鑑定を行っている。例えば、車両が60キロメートル毎時で走行し、EDRが0.5秒ごとのデータを記録するものであれば、記録間隔に約8.3メートル移動することとなるが、旋回性能等の自動車工学に基づく研究の知見を用いて補完しつつ、走行軌跡等の鑑定を行っている。また、ペダルの踏み間違いもEDRの記録から鑑定している。

そのほか、車載式故障診断装置(注2)を用いて、事故と車両故障との因果関係の検証も行っている。

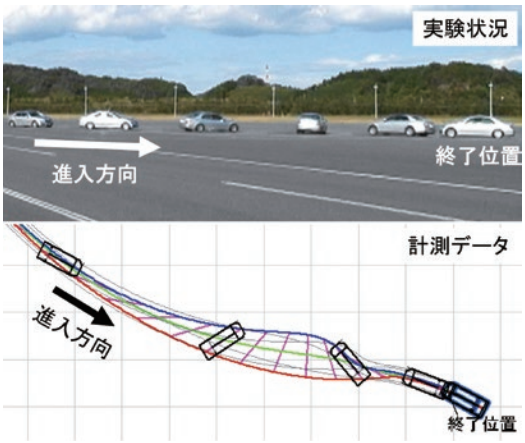

旋回からスリップする状況を再現する実験

❷ 法科学研修所における研修

科学警察研究所に置かれている法科学研修所では、主に都道府県警察の科学捜査研究所及び鑑識部門で勤務する職員を対象として、鑑定・検査及び鑑識活動に必要となる専門的な知識・技能等に関する研修を行っている。また、国内外の大学、研究機関等に研修生をおおむね３か月から６か月の期間にわたって派遣し、専門性を高めるための研究に従事させることによって、新たな鑑定手法の開発等に役立てている。

注１：Event Data Recorderの略。エアバッグの作動等の特別な出来事（イベント）が発生した際に、車速、ペダル操作、衝撃の大きさ等に関するデータを記録する装置。メーカー、車種等により記録情報が異なり、交通事故鑑定における活用方法も多岐にわたる。
　２：エンジン等の内部に搭載された故障診断機能

TOPICS

科学捜査を支える取組
～サイバー空間における捜査力強化のための取組

（2）サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおける取組

❶ 犯罪取締りのための情報技術解析に関する研究

サイバーセキュリティ対策研究・研修センター解析研究室では、ハードウェア及びソフトウェアに関する知識や技術を駆使して、サイバー犯罪等に悪用され得る最先端の情報通信技術に関する研究、各種電子機器に記録されたデータの抽出・可視化に関する研究を行っている。

電子機器の解析に関する研究状況

ア　暗号資産に関する研究

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、取引の追跡を困難にさせる技術が開発されており、マネー・ローンダリング等の犯罪への悪用が指摘されていることから、平成29年（2017年）度から暗号資産に関する研究を開始した。令和元年度は、ブロックチェーン等の暗号資産に係る要素技術等について研究を行った。

イ　自動運転システムの解析に関する研究

SAEレベル３(注1)の自動運転システムを備えた自動車の市場化が目前に迫っている。交通事故等が発生した場合、同システムに事故原因の究明等に必要な情報が記録されている可能性があることから、令和元年度から自動運転システムの解析に関する研究を開始し、車載ネットワーク及び自動運転ソフトウェアからのデータの抽出・可視化に関する研究を中心に行った。

自動運転システムの解析に関する研究状況

❷ サイバーレンジ(注2)を活用した実践的な研修

サイバーセキュリティ対策研究・研修センター捜査研修室では、都道府県警察の捜査員や解析担当者を対象とした高度な実践的研修を実施している。平成30年度からは、新たにサイバーレンジを導入し、仮想環境下において実際の犯行手口や被害状況を再現することにより、最新の手口により行われるサイバー犯罪に対する実践的な捜査演習や大規模なサイバー攻撃の被害事案を想定した訓練等を実施している。

サイバーレンジを活用した研修状況

注１：159頁参照
　２：サイバー攻撃等に対する実践的な訓練を行うためのサイバー演習環境

（3）情報通信技術の知識及び技能をいかして活躍するサイバー犯罪捜査官等

都道府県警察では、情報工学を専攻した者、情報通信技術に関する高度な資格や民間企業のシステム開発部門での勤務経験を有する者等が、サイバー犯罪捜査官等として採用されており、その知識及び技能をいかして、事件捜査、捜査支援ツールの作成等に従事し、捜査の第一線で活躍している。

採用に当たっては、大学生、専門学校生等を対象としたインターンシップを開催し、サイバー犯罪捜査を模擬体験する機会を設けたり、サイバー犯罪捜査に従事する職員との交流会を実施したりして、人材の確保に努めている。

インターンシップにおけるサイバー犯罪捜査模擬体験

サイバー犯罪捜査官の声①

―民間企業出身のサイバー犯罪捜査官として―

警視庁生活安全部サイバー犯罪対策課
警部　秋吉　祐司

私は、エンジニアとして民間企業で金融機関のシステム開発に従事していましたが、この技術を犯罪捜査に役立て、困っている人々を助けたいと思い、警視庁のサイバー犯罪捜査官という未知の世界へと飛び込みました。

暴力団事務所等に対する捜索差押えでは、押収したパソコンの解析作業で、自分の経験をいかして事件検挙に貢献でき、その達成感を今でも忘れられません。また、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3(注)）では、民間の方々と仕事をし、フィッシングサイト対策等で成果を上げることができました。

現在は、海外の捜査機関と協力しながら捜査しているほか、被害防止に役立つ情報を民間企業等に提供するなどしています。「被害を未然防止できました。ありがとうございます」との反響も寄せられ、仕事のやりがいを感じています。サイバー犯罪捜査官としての誇りを胸に、安全で安心なサイバー空間の実現に向け貢献してまいりたいと思います。

（注）117頁参照

サイバー犯罪捜査官の声②

―任期付き警察官として―

埼玉県警察本部
生活安全部サイバー犯罪対策課指導係
警部補　爲我井　大

私は民間の大手IT企業でシステム開発を担当していましたが、自分のITに関する知識や技術を治安維持に役立ててみたいという思いがあり、埼玉県警察のサイバー犯罪捜査官（任期付き採用）の採用試験を受験しました。

県民等を対象とした被害防止セミナーでは、サイバー攻撃被害を体験するための環境の整備や講師等を担当し、捜査では、押収物の解析、捜索差押え現場での検証、捜査を効率化するツールの作成等を担当しました。

犯罪被害に遭う人が一人でも少なくなるようにという私の想いをセミナーで伝えることができたときや、解析したデータの中から犯罪の痕跡を発見して犯人検挙の一翼を担うことができたときは、警察官であることを実感し、とてもやりがいを感じました。

任期付き採用制度は、限られた期間ではありますが、安全で安心な社会の実現のために自身のITに関する知識や技術を役立てたり、民間企業では得られない経験をすることができますので、興味を持たれたIT技術者の方は受験してみてはいかがでしょうか。

TOPICS

準暴力団の動向と警察の取組

（1）準暴力団の動向

❶ 準暴力団の台頭

近年、暴走族の元構成員等を中心とする集団に属する者が、繁華街・歓楽街等において、集団的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を敢行している例がみられるほか、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動を活発化させている。こうした集団の中には、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けている。

❷ 準暴力団の特徴

準暴力団は、犯罪ごとにメンバーが離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的である点で、明確な組織構造を特徴とする暴力団と異なる。準暴力団には、暴走族の元構成員や地下格闘技団体の元選手等を中核とするものがみられるほか、暴力団構成員や元暴力団構成員がメンバーとなっている場合もある。

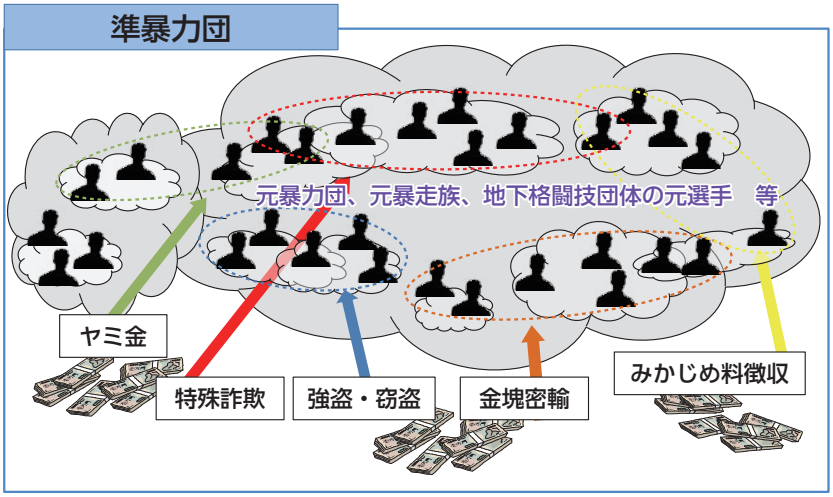

準暴力団の中には、特殊詐欺や組織窃盗等の違法な資金獲得活動によって蓄えた資金を、更なる違法活動や自らの風俗営業等の事業資金に充てるなど、活発な資金獲得活動を行っていることがうかがわれる集団が数多くみられる。また、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められるほか、暴力団構成員が準暴力団と共謀して犯罪を行っている事例もあり、このような準暴力団の中には、暴力団と準暴力団との結節点の役割を果たす者が存在するとみられる。

MEMO 暴力団の組織構造

暴力団の組織は、一般に、その起源である博徒(注1)や的屋(注2)の習慣であった盃事（さかずきごと）といわれる儀式を通じ、構成員同士で擬制的血縁関係を結び、首領を親分、配下を子分、先輩を兄貴分等と位置付けている。それぞれの暴力団で名称の違いはあるものの、各団体では、首領たる「組長」の統制の下に、幹部やその他の組員が、その地位の上下に応じて階層的な組織を構成している。

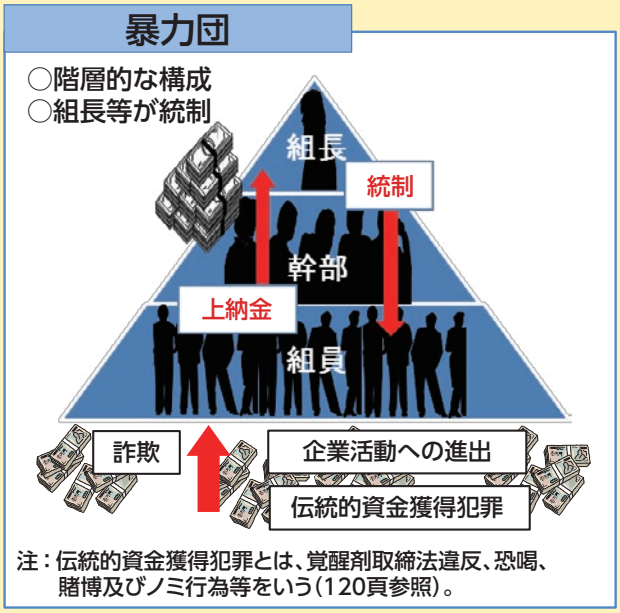

注１：縄張内で非合法な賭博場を開き、そこから利益（寺銭）を上げることを稼業としている者の集団
２：縁日、祭礼等に際し、境内や街頭で営業を行う露天商や大道芸人等の集団のうち、縄張を有しているもので、暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれのあるもの

（2）警察の取組

警察では、繁華街・歓楽街等における準暴力団による暴行、傷害等の犯罪の続発や準暴力団のメンバーと暴力団の密接な関係に着目し、これまでも、準暴力団に係る実態解明及び取締りの強化を図ってきたところである。準暴力団が、暴力的不法行為以外に、特殊詐欺やみかじめ料の徴収等の違法な資金獲得活動を行っている実態がみられるほか、暴力団との関係を深め、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化している状況がうかがえることなどを踏まえ、部門・所属の垣根を越えた実態解明の徹底に加え、あらゆる法令を駆使した取締りの強化に努めている。

繁華街パトロールの実施状況

MEMO 都道府県警察における取組

（1）大阪府警察

大阪府警察では、活動が活発化している準暴力団に対する取締りを強化しており、平成31年（2019年）2月までに、法外な料金を請求するガールズバーを営業する準暴力団の男（20）らを、他のバーの経営者らを襲撃する目的で金属バットを持って集まり催涙スプレーを噴射したなどとして、凶器準備結集罪等で逮捕した。また、令和2年（2020年）1月までに、上記準暴力団関与店舗の従業員に対する強要罪等で、対立する準暴力団の男（32）らを逮捕した。

取締り強化のための対策会議の実施状況

両集団については、関係者を含め、平成30年中には約130人、令和元年中には約170人を検挙した。

令和元年9月には、準暴力団や不良集団に対する取締りを強化するための対策会議を開き、様々な犯罪に関わっているとみられる集団について、捜査部門だけでなく生活安全・交通部門等の部門の垣根を越えて情報共有し、実態解明を進めている。

（2）愛知県警察

愛知県警察では、名古屋市中心部の繁華街である栄地区を中心に、強引な客引きやぼったくり等を行っている準暴力団の情報を入手し、実態解明を推進している。解明された組織実態に基づく取締りを強化した結果、令和元年11月までに、傷害罪、恐喝罪、風営適正化法(注)違反（無許可営業）等で同準暴力団の関係者約40人を逮捕して同準暴力団を解散させるとともに、同準暴力団の関与する風俗営業店を全て廃業に追い込んだ。

CASE

関東連合OBグループ関係者の男（30）らは、平成29年2月から30年10月にかけて、不動産関連会社の従業員を装い、土地所有者に虚偽の買収話を持ち掛け、土地の売買契約に係る諸費用等の名目で、現金合計904万円をだまし取った。平成31年3月、同男らを詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

注：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

TOPICS

いわゆる「あおり運転」（妨害運転）に対する警察の取組

（1）悪質・危険な運転行為の現状

平成29年（2017年）６月、神奈川県内の東名高速道路上に停止中の普通乗用自動車が大型貨物自動車に追突され、普通乗用自動車の運転者等６人が死傷する事故が発生し、その後の警察の捜査により、普通乗用自動車が停止する直前に、建設作業員の男（25）が普通乗用自動車の通行を妨害する目的で自車を運転していたことが明らかとなった。同年10月、神奈川県警察は、自動車を運転し、被害者が乗車する普通乗用自動車を追い越した後、進路を塞ぐように車線変更及び減速を繰り返すなどして本線車道上に停止させ、大型貨物自動車を追突させたとして、過失運転致死傷罪等で同男を逮捕した（同月、より罰則の重い危険運転致死傷罪等で起訴）。この事故の発生以降も、同様の悪質・危険な運転行為の発生が相次いで報告されており、いわゆる「あおり運転」として重大な社会問題となっている。

「あおり運転」の事例

CASE

警備員の男（40）は、平成30年7月、自らが運転する普通乗用自動車の前方に進入した大型自動二輪車に対し、同車を執ように追跡した上、同車に著しく接近して自車を追突させ、同車を運転していた被害者を死亡させた。同月、同男を殺人罪等で逮捕した（大阪）。

CASE

会社役員の男（43）は、令和元年（2019年）８月、常磐自動車道上で、幅寄せや割込み等を繰り返して被害者が運転する普通乗用自動車の進路を妨害した上、同車の前方に自車を停止させて同普通乗用自動車を同自動車道上で停止させた。同年9月、同男を強要罪で逮捕した（茨城）。

（2）警察の取組

❶ 厳正な取締り等の推進

「あおり運転」は、意図的に危険を生じさせる極めて悪質な行為である。

警察庁では、平成30年１月、その抑止を図るため、都道府県警察に対して通達を発出し、あらゆる刑罰法令を適用した厳正な捜査の徹底、迅速かつ積極的な行政処分の実施等の諸対策を推進するよう指示した。

図表Ⅳ－１　「いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について」（通達）の概要

○　悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底
- 道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪（妨害目的運転）、暴行罪等あらゆる法令を駆使して厳正な捜査を徹底
- 悪質・危険な運転の未然防止のため、車間距離不保持等の道路交通法違反について積極的な交通指導取締りを推進

○　悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施
- 迅速かつ積極的な行政処分の実施
- 関係部門と緊密に連携し、関連情報を行政処分担当課へ集約

○　更新時講習等における教育の推進
- 更新時講習等において、悪質・危険な運転の危険性及び違反に対して取締りが行われることを説明
- 運転適性検査結果に基づいた安全指導の実施

○　広報啓発活動の推進
- 「思いやり・譲り合い」の気持ちを持った運転の必要性、危険な運転者に追われるなどした場合の対処法等についての広報啓発の推進

こうした取組の結果、平成30年以降は、平成29年に比べて車間距離不保持の取締り件数や危険性帯有による行政処分(注)件数が大幅に増加している。

図表Ⅳ－２　車間距離不保持の取締り件数等の推移（平成29～令和元年）

区分＼年次	平成29	30	令和元
車間距離不保持の取締り件数（件）	7,133	13,025	15,065
危険性帯有による行政処分件数（件）	6	42	52

図表Ⅳ－３　「あおり運転」への刑法等適用件数の推移（平成29～令和元年）

区分＼年次		平成29	30	令和元
危険運転致死傷罪（妨害目的運転）(注1)（件）		24	25	33
刑法(注2)（件）	殺人罪		1	0
	傷害罪		4	7
	暴行罪		24	34
	強要罪		0	1
	威力業務妨害罪		0	2

注１：自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第２条第４号の罪をいう。
　２：刑法の適用件数は、都道府県警察から警察庁に報告があった件数を計上

トピックス

❷ 道路交通法の改正

警察では、「あおり運転」に対して、あらゆる刑罰法令を適用するなどして厳正に対処してきたが、「あおり運転」は後を絶たず、依然として重大な社会問題となっていた。また、これまでの道路交通法には、「あおり運転」そのものを取り締まるための規定がなく、法定刑や行政処分が十分なものにはなっていないのではないかとの指摘もみられた。

このような状況を踏まえ、警察庁において、「あおり運転」を効果的に抑止するための規定の在り方について検討を進めた結果、令和２年６月、第201回国会において、妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則の創設等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立し、同月30日から施行された。また、本改正と併せて、道路交通法施行令の一部が改正され、妨害運転に関する基礎点数等が整備された。

これらの改正により、他の車両等の通行を妨害する目的で、急ブレーキ禁止違反や車間距離不保持等の一定の違反をした者について、最大で５年の懲役に処するとともに、運転免許の取消処分を課し、悪質・危険な運転者をより効果的に道路交通の場から排除することが可能となった。警察では、新設された罰則等も活用しながら、引き続き、妨害運転に対する厳正な取締りを推進することとしている。また、妨害運転の抑止を図るため、改正規定の内容や「思いやり・譲り合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの有用性等について、運転免許の取得・更新時の教習・講習や、ウェブサイト、SNS、リーフレット等を活用しながら、教育や広報啓発に努めていくこととしている。

図表Ⅳ－４　妨害運転に対する罰則等の概要

１　妨害運転に対する罰則の創設

①　**妨害運転（交通の危険のおそれ）**

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反[注1]行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

→　３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

②　**妨害運転（著しい交通の危険）**

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

→　５年以下の懲役又は100万円以下の罰金

２　妨害運転に対する行政処分の整備

①　**妨害運転（交通の危険のおそれ）**

違反点数25点

→　運転免許の取消処分の対象、欠格期間は２年[注2]

②　**妨害運転（著しい交通の危険）**

違反点数35点

→　運転免許の取消処分の対象、欠格期間は３年[注2]

注１　一定の違反

・通行区分違反　・急ブレーキ禁止違反　・車間距離不保持　・進路変更禁止違反
・追越し違反　・減光等義務違反　・警音器使用制限違反　・安全運転義務違反
・最低速度違反　・高速自動車国道等駐停車違反

注２　前歴や累積点数がある場合、①の欠格期間は最大５年、②の欠格期間は最大10年

注：「自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる」者に対して行う運転免許の停止処分

TOPICS

皇宮警察本部の活動

（1）皇宮警察本部の任務

警察庁に附置されている皇宮警察本部は、天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の護衛、皇居、赤坂御所等の警備等を行っている。

❶ 天皇及び上皇並びに皇族の護衛

天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の安全を確保するため、皇宮護衛官のうち、側衛官が、皇居、赤坂御所等はもとより、国内外において御身辺の直近で護衛に当たっている。

令和元年（2019年）中は、秋篠宮皇嗣同妃両殿下及び悠仁親王殿下がブータン王国を御訪問になった際等に、海外に側衛官を派遣し、御身辺の安全を確保した。

❷ 皇居、赤坂御所等の警備

皇居、赤坂御用地、各御用邸、京都御所、正倉院等の安全を確保するため、主に6都府県(注1)において警戒警備活動を行っている。令和元年中は、高輪皇族邸の区域における安全を確保するため、派出所を設置するなど、警戒警備体制を構築し、上皇上皇后両陛下の御移居に備えた。

❸ 国賓等の護衛

国賓として来日した外国要人の皇居参内や、信任状等の捧呈に伴う特命全権大使の皇居参内に際して、騎馬、サイドカー(注2)等で護衛に当たっている。

図表Ⅴ－1　皇宮警察本部の活動地

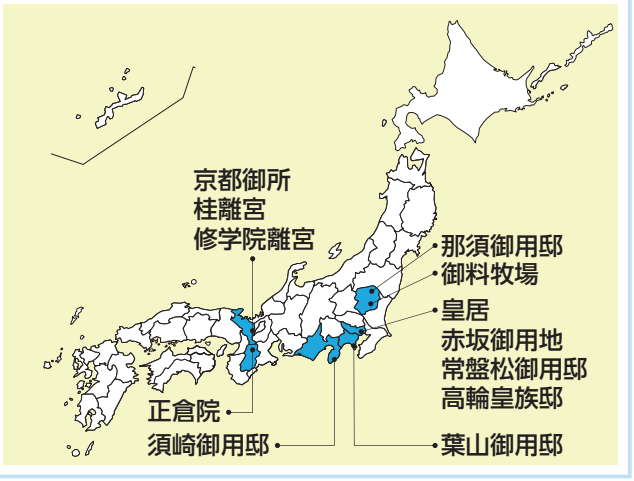

騎馬による護衛活動

MEMO 警防勤務

皇宮警察本部における特色ある活動として、警防勤務がある。これは、同本部の管内に御所や宮殿等の国家的・歴史的に極めて重要な建物が多数あることから、平素から火災予防に重点を置きつつ、万一の火災発生時には消火活動に当たる勤務である。各護衛署には、警防車が配備され、管内における火災発生を想定した消火訓練を実施している。

警防車を使用した消火訓練

注1：栃木、東京、神奈川、静岡、京都及び奈良
2：側車付大型自動二輪車

（2）天皇陛下の御即位に伴う儀式等への対応

天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき、平成31年（2019年）４月30日に天皇陛下（現上皇陛下）が御退位され、令和元年５月１日に皇太子殿下（現天皇陛下）が御即位されたことに伴い、様々な儀式等が挙行された。皇宮警察本部では、これらの儀式等に係る護衛警備措置の万全を期するため、平成30年10月、本部長を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う護衛警備対策委員会」を設置して体制を確立し、総力を挙げて護衛警備を実施した。

❶ 御即位一般参賀

皇居の宮殿東庭において御即位一般参賀が行われ、約14万人の参賀者が訪れた。皇宮警察本部では、関係機関との連携を強化しつつ、所要の体制を確立し、不法事案及び雑踏事故の未然防止に万全を期した。

図表Ⅴ－２　護衛警備を実施した主な儀式等（平成31年・令和元年）

４月30日	退位礼正殿の儀
５月１日	剣璽等承継の儀・即位後朝見の儀
５月４日	御即位一般参賀
10月22日	即位礼正殿の儀
10月22、25、29、31日	饗宴の儀
11月10日	祝賀御列の儀
11月14～15日	大嘗宮の儀
11月16、18日	大饗の儀
11月21日～12月８日	大嘗宮一般参観

❷ 即位礼正殿の儀・祝賀御列の儀

即位礼正殿の儀においては、多くの国内外要人が参列したことから、皇居内の整理誘導等の警備を実施したほか、儀式において皇宮護衛官が衛門(注)を務めた。

また、祝賀御列の儀においては、天皇皇后両陛下御乗車のオープンカー及び直近のサイドカー等に乗車し、御身辺の安全を確保した。

❸ 大嘗祭

皇居東御苑に大嘗祭を行うための大嘗宮が設営されたことに伴い、不法事案や火災等による損失を防止するための警備体制を強化した。

また、大嘗祭の中心的儀式である大嘗宮の儀において、皇宮護衛官等が衛門を務めた。

❹ 大嘗宮一般参観

大嘗宮の儀終了後、大嘗宮が一般に公開され、18日間で約79万人（秋季皇居乾通り一般公開参入者数を含む。）の参入者が訪れた。皇宮警察本部では、不法事案及び雑踏事故の未然防止に万全を期した。

祝賀御列の儀におけるサイドカーによる護衛活動

大嘗宮一般参観等に伴う警備実施

注：皇居諸門の警備に当たる者

注：掲載されているキャラクターは、
都道府県警察のマスコットキャラクターです。

縁の下の力持ちと言われる鑑定人になれるように

化学鑑定における工業製品鑑定とは、油類・塗料・繊維・毒劇物・プラスチック等の成分特定や犯罪現場に遺留された微細物資料の異同識別を行うものです。そのうち、私は、油類鑑定に長く携わっています。油類鑑定は、主に火災現場から採取された資料から、それらに付着している油種の特定を行う鑑定で、火災による熱や消火活動による影響等を受けている資料の中から油種の特定を行うため、難しい鑑定の一つです。

油類鑑定を一人で行うようになった当初は、鑑定作業の要領も悪く、常に緊張の連続でした。そのようなとき、県内で殺人・放火事件が発生し、私が油類鑑定を担当することになりました。捜査本部が設置されたこの事件では、現場から採取された多量の資料を鑑定していく中で、鑑定結果の判断が困難な資料もありましたが、先輩の助けを借りながら鑑定業務を遂行することができました。

鑑定結果は、直接被疑者を特定するものではありませんが、鑑定結果に基づき捜査を進めることで、火災の要因を特定し、どのようにして事件が起こったのかや被疑者の供述と事件現場の状況に矛盾がないかなど、捜査の地盤を強固にするものだということを肌で感じ、鑑定業務のやりがいや重要性を改めて認識しました。

油類鑑定に限らず、様々なものを資料として扱う化学鑑定は、ただ単に与えられた資料と向き合うだけでは正確で適正な鑑定結果を得ることはできません。日頃からの研究、情報収集等を積極的に行い、学会等の場を通じて様々な知見を共有するなど、知識を深める必要があります。私は、他県の有志と共に勉強会を立ち上げ、全国60人以上のメンバーと情報・意見交換等を行うことで油類鑑定の技術の向上に努めています。

また、時には現場に臨場し、現場の捜査、鑑識活動を直接見ることで自分が鑑定している資料がどこでどのように採取されているのかを確認し、鑑定人の立場から適切な資料の扱い方の教養をしています。

鑑定業務は、資料や機材に向き合っている時間が大半で、決して華やかな仕事ではありませんが、私はこの仕事に誇りを持っています。

事実を明らかにし、少しでも迅速かつ正確な鑑定ができるような鑑定人になれるようにこれからも日々精進していきたいと思います。縁の下の力持ちの鑑定人と言われるように。

from

千葉県警察本部刑事部科学捜査研究所化学科
野島（のじま）　裕香（ひろか）